

第 1 回  
新市の議会議員の定数及び任期  
検討小委員会会議録

開会 平成16年4月9日(金)

閉会 平成16年4月9日(金)

那賀5町合併協議会

第1回新市の議会議員の定数及び任期検討小委員会索引	
付 議 議 件 名	頁 数
1．開 会	1
2．委員の紹介	〃
3．事務局職員の紹介	〃
4．委員長及び副委員長の選出について	2
5．委員長挨拶	3
6．会議録署名委員の指名	4
7．協議事項	
（1）小委員会の運営方針について	4
（2）議会の議員の定数及び任期の取り扱いに関することについて	5
8．その他	
9．次回開催日程等について	2 2
10．閉会	2 2

第1回新市の議会議員の定数及び任期検討小委員会会議録

開催年月日	平成16年4月9日(金)		
開催場所	粉河ふるさとセンター 2階 視聴覚室		
開会及び閉会時間	開会 午前9時53分	閉会 午前11時14分	
会議録署名委員	杉原 勲		津田 愛珂
議長	榎本 喜之		
出席並びに欠席委員  出席 10名 欠席 0名  凡例 出席 × 欠席	委員氏名		出欠
	委員長	榎本 喜之	
	副委員長	松浦 猛	
	委員	南木 和子	
	委員	杉原 勲	
	委員	柳本 益代	
	委員	黒田 七郎	
	委員	仮屋 肇昇	
	委員	山岡 年文	
	委員	津田 愛珂	
	委員	竹村 広明	
合併協議会 事務局	事務局長	黒田 敏弘	
	事務局次長	奥谷 敏夫	
	事務局参与	小島 大	
	総務課長	栗山 房大	
	調整課長	狭間 秋友	
	計画課長	岩坪 純司	
	総務課長補佐	半田 雅己	
	総務課長補佐	乾 浩二	
	総務課長補佐	栗本 宗彦	
	総務課係長	中村 健	
会議の経過	別紙のとおり		

事務局  
( 総務課長  
栗山房大)

本日は大変お忙しい中ご出席いただきまして本当にありがとうございます。それでは早速会議に入らせていただきますが、まだ委員長が選出されておられませんのでそれまでの間、私総務課の栗山でございますが、進行役を勤めさせていただきたいと思っておりますのでどうぞよろしくお願い申し上げます。それから会議資料のご確認でございますが、委員の皆様方には事前に資料を配布させていただいておりますが、本日お持ちでない委員の方がいらっしゃいましたら事務局までお申し出させていただきたいと思っております。それから本日追加資料といたしまして別添資料を配布させていただいておりますので合わせてご確認よろしくお願い申し上げます。また携帯電話についてでございますが会議中は電源をお切りいただくか、マナーモードに切り替えていただきますようよろしくお願い申し上げます。なお、本日の会議には各町の合併担当課長にオブザーバーとして同席をいただいておりますが、委員の皆様方にご了承賜りたいと存じますがご異議ございませんでしょうか。ありがとうございます。

それでは会議次第の第2番目の委員の紹介に移らせていただきます。なお席順につきましては県勢順にお座りいただいておりますのでご了承のほどよろしくお願い申し上げます。私の方からお名前を読み上げさせていただきますのでどうぞよろしくお願い申し上げます。

それではまず打田町の議会議員の榎本喜之様です。

それから同じく打田町の学識経験者の南木和子様です。

それから粉河町の議会議員の杉原勲様です。

それから同じく粉河町の学識経験者の柳本益代様です。

それから那賀町の議会議員の黒田七郎様です。

同じく那賀町の学識経験者で仮屋肇昇様です。

続きまして桃山町の議会議員の山岡年文様です。

同じく桃山町の学識経験者の津田愛珂様です。

それから貴志川町の議会議員の竹村広明様です。

同じく貴志川町の学識経験者の松浦猛様です。

それでは、続きまして会議次第3番目の事務局員の職員の紹介をさせていただきます。

まず私の一番近いところから事務局長の黒田敏弘でございます。

それから事務局次長の奥谷敏夫でございます。

それから事務局の参与であります小島大でございます。

それから調整課長の狭間友秋でございます。あっ秋友ですか申し訳ないです。ちょっと今間違えました。今資料の方でもおそらく友秋となっておりますのでご訂正のほどよろしくお願い申し上げます。秋友でございます。

計画課長の岩坪純司でございます。

	<p>それからこの小委員会の担当課になります総務課の課長補佐の半田雅巳でございます。</p> <p>同じく総務課の課長補佐の乾浩二でございます。</p> <p>同じく総務課長補佐の栗本宗彦でございます。</p> <p>総務課の係長の中村健でございます。</p> <p>それから私総務課長の栗山でございます。</p> <p>どうぞよろしくお願い申し上げます。</p> <p>続きまして、会議次第第4番目の委員長及び副委員長の選出に移らせていただきます。3ページをお開きいただきたいと思います。那賀5町合併協議会新市の議会議員の定数及び任期検討小委員会規程第4条第1項の規定に基づきまして、委員長、副委員長を選出していただくものでございます。なお選出方法につきましては小委員会規程第4条第2項で委員の互選により選出する旨規定されてございます。それではまず委員長の選出につきましてご協議をよろしくお願い申し上げます。</p> <p>ここでできましたらご指名をいただいと思うんですけどもどなたかご意見ございませんでしょうか。</p> <p>はい。</p>
<p>委員 (黒田七郎)</p>	<p>あのぉ大変恐縮でございますけれども、10名の方ございますけれども皆それぞれ持ち味があってこの委員長という職責があのお皆重んじていらっしゃると思いますけれども、色々この定数問題は非常に難しい複雑多岐にわたった一つの問題を処理していかなければならないという一つの重要な使命もございますので大変私の方からご指名させていただきたいんですけどもまず一番先にご承認いただきました打田町の榎本さんに一つこの重責を担っていただいてしっかりと一つ我々も短期間の間に決定付けてまいりたいとこのように考えてございますので大変恐縮でございますけれどもご就任方にどうぞ全員一つご賛同いただきたいとこのように考えます。以上でございます。ありがとうございました。</p>
<p>事務局 (総務課長 栗山房大)</p>	<p>ただ今黒田委員の方から榎本委員さんに委員長をお願いしてはとのご発言がございました。皆さん方の中で他にご意見がございませんでしょうか。</p> <p>あっそうですか。それでは他にご意見もないようでございますので榎本委員さんに委員長をお願いするということでご異議ございませんでしょうか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p>

<p>事務局 (総務課長 栗山房大)</p>	<p>ということでございますのでそれでは委員長につきましては榎本喜之様をお願いいたしたいと存じます。続きまして副委員長の選出でございますが、ご協議をよろしくお願い申し上げます。</p>
<p>委員 (山岡年文)</p>	<p>ただ今委員長が議会議員の中から榎本委員長と決まりましたので、まあ副委員長には学識経験者の中から決めていただきたいと思いますので、我々はその自分の町の学識経験者やったらわかっておりますけれども、他の町はなかなか面識ないのでわかりませんので事務局あたりになんかい案がありましたら、示していただきたいと思います。よろしく。</p>
<p>事務局 (総務課長 栗山房大)</p>	<p>ただ今山岡委員の方から副委員長につきましては学識経験者の中から選出してはと、そしてまた学識経験者の皆様方、皆様をそれぞれご存じないということの中で事務局の方で案はないかというご意見でございますが他にご意見ございませんでしょうか。</p> <p>そしたら事務局の方で考えております副委員長の案を示させていただいてよろしいですか。それでは事務局の案といたしまして貴志川町の松浦委員を副委員長をお願いいたしたいなと考えてございます。その松浦委員さんに副委員長をお願いすることにご異議ございませんでしょうか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p>
<p>事務局 (総務課長 栗山房大)</p>	<p>ありがとうございます。それでは松浦委員さんに副委員長をお願いするというのでお願いいたしたいと存じます。委員長が選出されましたので小委員会規程第5条の3項、会議の議長につきましては委員長が務めるということになってございます。これ以降の議事進行につきましては榎本委員長をお願いいたしたいと存じます。委員長は議長席の方へよろしくお願いいたします。不慣れな司会ではございましたが委員の皆様方のご協力をいただきまして無事議事を進めることができました。厚く御礼申し上げます。本当にありがとうございました。それではバトンタッチさせていただきます。</p>
<p>委員長 (榎本喜之)</p>	<p>それでは委員長として一言ご挨拶申し上げます。私のような若輩者、まだ若いということで委員の皆さんの中でも一番の若輩者だと思うんですけども、委員長にご推薦いただき、ご決定いただき誠にありがとうございます。なにぶん不慣れ、未熟なものですから会議の進め方等なかなか上手にできないとは思いますが委員の皆様のご協力を得まして進めて行きたいと思っておりますのでどうか一つよろしくお願いいたします。</p> <p>それでは早速ではありますが、会議次第に従いまして進めさせていただきます。</p>

<p>事務局 (総務課長補佐 半田雅巳)</p>	<p>きます。なお本日の出席委員は全員であります。小委員会規程第5条第2項の規定の3分の2以上の委員の出席がございますので本日の会議は成立しております。まずをもってご報告いたします。</p> <p>引き続きまして会議次第6番目の会議録署名委員の指名をさせていただきます。会議録署名委員には粉河町の杉原委員、桃山町の津田委員、以上の委員さんをお願いいたしたいと思っております。よろしくをお願いいたします。</p> <p>それでは次の会議次第第7番の協議事項にうつらさせていただきます。まず1番目の小委員会の運営方針について事務局から説明を求めます。</p> <p>事務局の半田です。よろしくお願ひしたいと思ひます。それではまず1番目の小委員会の運営方針ということで私のほうから説明させていただきます。新市の議会議員の定数これの4ページ目ですみませんけどもよろしくお願ひします。新市の議会議員の定数及び任期検討小委員会の会議の運営については、那賀5町合併協議会、新市の議会議員の定数及び任期検討小委員会の規程によるものとしこれらに定める事項以外の小委員会の会議の運営については、那賀5町合併協議会会議運営規程、那賀5町合併協議会議録等閲覧に関する要綱の規定を準用する、この場合においてこれらの規定中議長たるものは委員長と読み替えるものとする。それから小委員会では那賀5町合併協議会新市の議会議員の定数及び任期検討小委員会規程第2条の規定に基づき、次に掲げる事項について協議、調整を行うものとする。1番新市の議会議員の定数に関すること、2番新市の議会議員の任期に関すること、3番その他必要な事項、小委員会は最終の議決機関ではなく会議の内容、結果については協議会に報告し、協議されるほか、協議会で協議、決定されます。それから下の方は一応協議会、小委員会、幹事会、事務局ということで示させていただきます。なお、みな様のお手元のなかに別添資料としまして小委員会規程、それから運営規程、それから会議録の閲覧等の要綱ということで付けさせていただきます。以上です。</p>
<p>委員長 (榎本喜之)</p>	<p>ありがとうございました。ただ今事務局から説明のありました小委員会の運営方針について何かご意見ご質問はございませんか。</p> <p>ないようでございますので、今後の小委員会の運営につきましては基本的にこのような形で進めてまいりたいと思ひます。委員のみな様のご協力をよろしくお願ひいたします。</p> <p>次に2番目の議会の議員の定数及び任期の取り扱いに関することについて事務局からの説明を求めます。</p>

事務局  
(総務課長補佐 半田雅巳)

それでは2番目の議会議員の定数及び任期の取り扱いということで5ページ目の方よろしくお願ひいたします。5ページ目の二重丸ですけれどもこれあの2番ということでもよろしくお願ひしたいという風に思います。

まず1番目ですけれども議会議員の定数及び任期の取り扱いに関しましては一応1番としまして次のいずれかの制度を適用するか選択するという事になってございます。

番地方自治法及び公職選挙法の原則、設置選挙を適用する

番合併特例法の議員議会議員の定数特例制度を適用する。定数特例適用定数

合併特例法の議会議員の在任特例制度を適用する。在任期間

それから2番目としまして議員の定数ということで新市の条例で定める議会議員、議会議員の定数ということ。

それから3番目、選挙区を設けるか否かということで、もしもまず選挙区を設けるか否かですね。それから選挙区を設ける場合だったら一番目として選挙区数、二番目の選挙区ごとの定数ということです。それから続きましてめくっていただきまして、6ページ目ということで一応先ほどの協議の中の件ですけれども、方向性としてまず合併特例法の適用ということで適用しないという場合はすぐに設置選挙、それから選挙区を設けるかどうかということで設けるという場合は選挙区数とその定数、議員の定数の決定ということで30人以内。選挙区を設けないという場合はすぐに下へいっていただきまして議員の定数の決定30人以内ということです。

それから特例法を適用するということですが、適用する場合は二つございまして一つ目は定数特例としまして設置選挙、それから下へいっていただきまして選挙区を設ける場合と設けない場合で、設ける場合はその選挙区数とその定数、議員定数の決定ということで60人以内、それから定数特例後の議員定数の決定ということで30人以内、もしも設けない場合だったらもうすぐ下へいっていただきまして議員定数同じくの決定いわゆる60人以内と特例定数後の議員定数の決定30人以内ということです。それからもう一つの在任特例ということで適用する場合は下へいっていただきまして任期の決定ということで2年以内ということです。そしてその下へいっていただきまして選挙区を設けるか設けないかということでももしも設ける場合だったら選挙区数とその定数、議員の定数の決定で30人以内、設けないという場合はすぐにこれも同じく議員の定数の決定で30人以内ということでこれが一つの協議の方向性ということでこへ挙げさせていただいております。

それから続きまして7ページ目の方をご覧いただきたいと思います。ちょっと横になっているんですけどもお願ひします。それは、先ほどの方向性をなお詳しく書いてございます。まず1番目ですけれども、議会



議員の定数及び任期の取り扱いに関することについてですけれども、新設合併の場合、各町の法人格が消滅するので各町の議会の議員は全ての身分を失うこととなります。この為地方自治法の規定に基づく定数内で設置選挙を行うか合併特例法の規定に基づく定数特例、または在任特例を適用するかを協議しますということです。それから原則ですけれども合併後の選択としまして、合併特例法を適用しない場合は地方自治法及び公職選挙法の原則ということでございます。

それから矢印のところに移っていただきまして、設置選挙の定数ということで地方自治法91条による定数の範囲内ということで30人以内、それから合併しまして設置選挙して50日以内に選挙するということでございます。それから一般選挙、任期4年、条例定数30人以内、一般選挙、任期4年条例定数30人以内ということです。

それから特例を適用する場合二つございましたですけれども、まず合併後の選択として定数に関する特例を適用する場合、合併後の議会議員の定数は合併関係市町村の議会定数の総和に比べて少なくなるため、その激減緩和のため認められたこれが制度ということでございます。

そして矢印の方に移っていただきまして、地方自治法第91条の規定による数の定数の2倍の範囲以内で認められています。これ60人以内ということで別に最高が60人なんで50人でも結構ということでございます。それから設置選挙の50日以内、特例適用ということで次に任期が4年で地方自治法第91条による定数の2倍の範囲以内60人以内ということです。それから一般選挙の任期4年、条例定数30名以内ということです。

それから在任に関する特例を適用するという場合、番ですけれども合併前後の過渡期の予算編成、市町村建設計画の事業執行状況を合併調整に熟知した議員が責任を持って審議し、最大2年、会計年度市町村建設計画の実効性を高めていくことが望ましいこと。

それから 番目現議員はおおむね現市町村内の各地区から選出されており、合併後、合併後の過渡期に地域の声が届きやすいということがございます。合併後の隣ですけれども、合併後2年を超えない範囲で協議により定める期間全員議員として在任できるということがございます。それから次に合併ですけれども、設置選挙なしということで特例適用としましては任期は2年以内、5町の条例定数の合計74人、それから任期は4年と条例定数30人以内ということでございます。

続きまして、めくっていただきまして8ページ目は原則、定数特例、在任特例8ページ目、9ページ目ですけれども、8ページ目は一応これ表にしましてよりわかりやすくこういう形でさせていただいております。原則、定数特例、在任特例。

それから9ページ目ですけれどもこれも3つの表に分けてまして、具体

的に並べ良くわかるような形で書かさせていただいております。

それから続きまして10ページ目の方をすいませんけども見ていただきたいという風に思います。10ページ目ですけども議会議員の選挙における選挙区についてですけども、選挙区の設置ということで市町村は特に必要がある時その議会の議員の選挙につき条例で選挙区を設けることができる。公職選挙法第15条第5項、これ5項ってなってるんですけどもすいませんけども6項です。すいません、よろしく、訂正の方よろしくをお願いします。6項でございます。

それから2番目としまして選挙区の区域として合併前の市町村の区域によらず区域を定めることができる。それから選挙区の設置事例では合併前の市町村の区域をもって、選挙区の区域としているということです。

そして3番目としまして各選挙区における定数について各選挙区において選挙すべき地方公共団体の議会の議員の数は人口に比例して条例で定めなければならない。公職選挙法第15条第7項です。市町村の廃置分合があった場合においては各選挙区において選挙すべき地方公共団体の議会議員の数は人口に比例しないで定めることができる公職選挙法施行令第9条。すなわち合併時に設置選挙を行う(在任特例を適用しない場合においてはその第1回目の選挙時のみ人口に比例しないで定めることができるという、ただしその場合1票の格差には十分留意しなければならないが、格差がどの程度まで許されるかについては判断が異なるため判断が困難である)ということでございます。そして現況ですけども一応この真ん中の現在の議員の定数ということで法定定数、それから条例定数、減員という事で条例定数ですけども打田町16、粉河町16、那賀町12、桃山町14、貴志川町16、合計で一応今のところ74名ということです。現員で粉河町さんですけども一応16ってなってるんですけどもちょっと一人お亡くなりになりまして15名ということになってございます。それから任期満了ということで各日について書いております。それから報酬月額等記載させていただいております。

次に11ページ目ですけどもこれは協議事項の中で先ほどからずっと説明何回もさせていただいてるんですけども、設置選挙、原則する場合にあたっては同じように30人以内で協議の上決定しなければならないということになってございます。その下におきまして次に選挙区もそれについてどうするのか、設けるのかと、設ける場合は定数配分をどうするのかということでございます。その下の4つの例としまして峰山町他協議会、それから高島町、柏原町、それから田辺ということで合併期日、新市の人口、合併前の定数、合併後の法定上限数、合併後の定数ということで今度那賀郡の5町がなった場合大体7万人近くの人口になりますので、似かよった近いところの市になるというところを想定して挙げてございます。

そして次に特例の定数ですけども、これも先ほどからずっと説明させていただいていますけれども、次の12ページをめくっていただきましてここも佐渡市、それから三次市、砺波、佐伯市ということでここも定数特例についての大体那賀5町に近いという所に挙げさせていただいております。合併期日、新市の人口、合併前の定数、特例による定数、合併後の法定上限数、合併後の定数ということで挙げさせていただいております。そして佐伯市の最後の一応未定につきましてはここはまだ平成17年3月3日ということになっていますので、未定ということで、最後に合併後の定数はどうするのかということについてはまだまだ決まってないので未定と挙げさせていただいております。

それから次に在任特例ですけども、次の4つの地域、宇摩、それから竜王、志摩、八日市市ということで合併の期日、新市の人口、特例期間、議員の定数という風な形で挙げさせていただいております。なおこの特例期間なんですけども2年以内という形にはなっているんですけども宇摩の場合1年11ヶ月間、竜王の場合は1年と8ヶ月間、志摩の場合1年と1ヶ月、八日市の場合は9ヶ月ということでこれは色々各所の事情により、異なってくるので2年以内という範囲でございます。

次の13ページ目でございますけれども、定数例の状況としまして田辺市、橋本市、福知山市、上野市、近江八幡市ということで大体人口が近いところ及び面積、で法定定数の議員の数が30人、条例定数が20人ということで載せさせていただきます。特に注として近畿圏内の状況について書いてます。上野市、近江八幡市については那賀5町と同じ類似団体ということです。類似団体とは人口とか産業構造とかそういう形で近いところの市を入れさせていただいております。下ですけども、選挙区の設置例としまして、田辺と三次市これは選挙区を設置した場合こういう風な形になるということで各、田辺30人を18、3、3、3、3ということで割っているという例をここに挙げさせていただいております。

それから次にめくっていただきまして、14ページには地方自治法それから公職選挙法を載せさせていただいております。15ページの下のところには合併特例法ということで議会議員の定数に関する特例、それから議会の議員の在任に関する特例、それから議員の退職年金に関する特例ということでこの特例法を載せさせていただいております。以上早口でしたけども説明の方は以上でございます。

委員長  
(榎本喜之)

ありがとうございました。ただ今事務局から説明がありました議会の議員の定数及び任期の取り扱いについて何かご意見、ご質問ございませんでしょうか。はい、竹村委員。

<p>委員 (竹村広明)</p>	<p>一点お聞きいたしますけども、この決定はですね最終いつまでに決め、タイムリミットっていうものはございますか。</p>
<p>事務局 (総務課長 栗山房大)</p>	<p>竹村委員のご質問にお答えいたしたいと思います。いつ頃までにということなんですけどもできるだけ早く、事務局として決めていただきたいんですけども、議会の議員さんの定数任期につきましては、他の協定項目に直接影響していく部分ではございませんので、他にはかかわりがない部分でございますので、現実的に実際には合併調印するまでにできればいいんですけども、事務局といたしましては少しでも、一つずつ決めていきたいと思いますので早い機会に決めていただければとそういう風に考えております。</p>
<p>委員長 (榎本喜之)</p>	<p>竹村委員よろしいでしょうか。 他に何かご質問、ご意見ありましたら。 黒田委員。</p>
<p>委員 (黒田七郎)</p>	<p>あの一大体のね、何ていうかスケジュール的にね今説明されたけども今竹村さん言われるとおり大体いつ頃までに………したいと………できるだけ早くとこれはもう今月か来月の初めって言われても仕方ないことですので、大体のめどはいつごろか一つ伺いたいと、目安だけぐらい事務局があるんじゃないかと思うんです。若干のずれはあると思いますけどね竹村委員のやっぱり皆おもてるわけやし。</p>
<p>事務局 (総務課長 栗山房大)</p>	<p>事務局のほうで実際にいつ頃っていうのははっきりいいまして今のところ決めていないんですけども、めどとしてもっていないんですけども、私思いますのにこうして委員さん、10名の委員さん出てきていただいて小委員会を開催してるわけなんですけれども、議会議員の定数任期ということになりましたら、それぞれの町に今議員さんがおられるわけでございますので、その議員さんの意見を全く無視した中でこの会議を進めていくことはできないであろうと私はそういうふうに考えますので、そういった議員さんと充分協議をそれぞれの町で調整していただく期間というものも必要になってこようかと思えます。そういった中で私は6月議会を過ぎた中でそれまでに当然全員協議会なりを開いていただくということも可能かもわかりませんが私も議会というものの、6月議会なりを経過した後の月で、具体的に申し上げますと3回、4回ぐらいは必ず開いていただいて、じっくりとこの問題を検討していただいた中で決めていただきたいということになりますので、現在4月ですから4、5、6、7、夏の8月9月頃までにはできましたらそのあたりをめどに決めていただき</p>

たいなとそういう風に考えております。以上でございます。

委員長  
(榎本喜之)  
委員  
(黒田七郎)

はい、黒田委員。

今、栗山さん言われたとおり那賀町でもこの定数問題、選挙区問題、色々やっぱり皆が一番注目してるわけなんです。しっかりこの問題についていってこいと僕は励まされてきてるわけです。これは各委員さん皆そうだと思うんですよ。そういうことでありますから、できるだけ地元の議員さんにも事細かく説明をして、早く成案を出してこちらのほうへ持ってきてですね、ひとつの考え方にまとめていきたいというのが、その順序でいてありますけれども、やはり新市の問題とか位置の問題とか議員定数の問題とか選挙の問題とかいろいろ建設計画の問題もですね大体日程的に、スケジュール的に一応決めていただいて僕らもぱっと一目瞭然に見ていつまでにやっていかなあかなと6月議会っていうたらちょっと僕は難しいと思いますよ、やっぱりね。大体7月8月の臨時議会でそれを開いて、大体この通りのスケジュールにしていきたいんだという一つの考えであればそれに近づけるように我々も取り組んでいかなければいけないんだという一つの問題もございますから、できるだけ日程的なスケジュール的な考え方を示したかんことには、大体このくらいやっていうのじゃなくしてね、事務局で大変難しいと思いますけれどもできるだけ我々もその線に沿っていかしていただきたいということはいかしてもらいたいと、それからあの当初もう話さしていただきたいと思っておったんですけども、やはり合併の協議会でも当初その精神というものを忘れちゃいけないんだということで大事な問題は5町の互助の精神でやっていかなければこれはまとまっていかないうだろうというひとつのことがございます。また議員定数の問題も色々橋本市も高野口も若干ちょっと問題が出てるようでございますけれども、これはひいてはこれが起爆剤となつてですね、今日は一日がこれから帰って色々な問題も相談させていただきますと、各町、各町の考え方がおありだと思えます。そういうことでございますからできるだけその線に沿って地元で切磋琢磨してみなさん方と協議をして早く成案を持って来させていただきたい、そういう一つの考え方でございますからその点、執行部事務局の方も、もう一度申し上げますけどもスケジュール的にちゃんと決めていただいて我々はそれに尊重させていただいて進ませていただきたいと、このように考えてございますのでどうぞその点遠慮なくリーダーシップ発揮してもらつてですね、大体のスケジュールを決めていただいたらありがたいと思うんです。これはあの竹村さんの考え方も私も全く同感でございますから皆さん方もそのようなお考えでいらっしゃるんじゃないかということでございます。以上です。

事務局  
(総務課長  
栗山房大)

ありがとうございます。それではですね、先ほど私夏頃の8月頃ぐらいまでをめどにという風に申し上げたんですけども、本来9月には選挙のある町につきましてはおそらく8月議会になるかと思っておりますけれども、従来ですと9月が定例議会の時期になりますのでその9月議会ぐらいをですね、めどにですね、私ども事務局の方で一度スケジュール案というものを立てましてですね、お示ししていきたいなとこう思いますのでどうぞご了承よろしくお願ひ申し上げます。

委員長  
(榎本喜之)  
委員  
(松浦猛)

はい、松浦委員。

はい、それで私の方いわゆる学識経験というのが議会そんな違いますんでちょっと、今日のこの会議の中で黒田委員のおっしゃるのもわかるんですが、一応そのなんていうんですか、原則でいくのかあるいは定数特例でいくのかそこらは決めておく必要があるんじゃないだろうかとかこう思います。言うのは黒田委員お帰りになって議員の皆さんと相談すると、なら私ども議員でないもんは帰って誰と相談するのかという風になりますんで、私一つはここでどのような形でいくのかと定数の問題とか等々については、それはゆっくりやったらいいんですが、そうでないと私ども7月議会、8月議会、9月ですか、その間何してたらえーんやろというような問題もありますんで、議員さんの立場十分わかるんですが、それぞれの身分がある問題ですから充分承知するんですが私ども一般の方から言いましたらせめてどのような形で新市の議員を選んでいくんかと、いう点について方向だけでも出していただけたらとこう思うんですが。

委員長  
(榎本喜之)

はい。松浦委員からの意見について何か他の委員さん方ありませんでしょうか。ないようです。竹村委員。

委員  
(竹村広明)

今、松浦委員のお話最もだと思います。我々議会で持ち帰るといのは議会内で確認ということで、ここは委員会ですんでこの委員会の中では方向性をどのようにしていったらいいか決めていただけたらけっこうかと思ひます。以上です。

委員長  
(榎本喜之)

はい。ありがとうございます。まずこの方向性についても本日すべて決定するとか細かい話はたぶんできないと思ひますし、僕も議員の立場できてますので、他の議員さんの意見っていうのもやっぱり僕としてもここでは反映させていきたいと思ひますので私の方もちょっと持ち帰って他の委員さんの意見も吸い上げてこの場を出していきたいと、なおかつまあ自

	<p>分の考えも出していきたいと思います。たぶん今日来られてる、議会から来られてる方っていうのは皆そういう形で、その意見を聞いていただいて学識経験者の皆さん方にはそれはもう一般常識から見て違うんじゃないかとか色々な意見を言っていてこの中で方向性、決定づけていっていただきたいと思うんですよ。まず本日、今日一日で特例法を適用するかしないというのはたぶんもっとでてこないと思いますんで。松浦委員すみません。議事録の方ありますんでマイク使っていて、お願いします。</p>
<p>委員 (松浦猛)</p>	<p>言われるのは充分わかん、わかるけど、わし今日ここで方向性、別にやね、今日のなんで初めて説明聞いたとこやし、こないだ協議会の中で、色々どこにかいてあったかな、そんなこと書いてあったというけどなかなかわかれへん。次の日程の案内だったら来月か。</p>
<p>委員長 (榎本喜之)</p>	<p>小委員会はこの最後に決定させていただくことになっています。</p>
<p>委員 (松浦猛)</p>	<p>したらなあ、次の何をよお、その9月中まで決めるっていうんじゃないしに今月いっぱいでも、あるいはまた来月の初めぐらいまででもその間の何をやって方向だけ決めてくると今日この場ですぐやね、それいくかというんじゃないしに。それやったらいけるのちがうやろかの。10日もありゃあ充分よ。学識経験のその委員と議会との何もおまえらいったいどない考えてんのよと言うような話もやでできる、そらここでやなあそらすぐ決めえって言うようなことはわしは言えへんで、けど、そこらのとこやね全然これまあ同じ町から言えへんけど、わし竹村さんと話したことないそのことについてやで、そこらのやつが若干のやねえ方向性だけでもどれでいくんやねえどの方法でいくんやと言うことぐらいは早急に決める方がええんじゃないだろうかと。</p>
<p>委員長 (榎本喜之)</p>	<p>はい、黒田委員。すみません、議事録の方ありますんでマイク使っていていただきたいんですけど。</p>
<p>委員 (黒田七郎)</p>	<p>私の話ているのが大体のね、この定数問題についての色々なことについての最終決着のめどは大体いつ頃にすんなという一つのことにおいていただいて、今松浦さんがご心配のようにその内容についての方向付けとか今決めるべきじゃないぞとそういう一つのことを言っているんじゃない訳なんです。これはせっかく今日の第一回目の小委員会ですから大体の事務局から方向付けを説明されたら、その方向付けに対する異議があったら異議があるんだと、色々な問題も僕あると思いますんでね、大体のやっばり、何のための委員会なということになりますから、その他についてもね大</p>

	<p>体9月議会までに決めていきたいんだと言う一つのことであればそれに照準を合わせてこの内容について方向付けを全部検討していこうじゃないかとその精神には変わりはないわけなんです。はい、その点誤解のないように。私は議会の立場から言ってるんじゃないし、学識経験者もいらっしやいますから皆の意見をやっぱり拝聴させていただいて最終的に決めていただきたいなとこのように考えている訳なんです。以上です。</p>
<p>委員長 (榎本喜之)</p>	<p>はい、ありがとうございます。それではさきほど松浦委員さんからちょっと提案されたちゅうか次の小委員会、さっき協議会のこと言われてたと思うんですけど、今月にある、おそらく次の小委員会までになにかこういふところまで進めてきてそういう話をここへ出していこうよということについてとか、そういうこともしあればいただいて、次までに持ち帰りの宿題ですね、という形で皆さんこうそれについてまずこう順番方向性ありますんで、一気に全部いくわけにもいきませんし、一つ進んで行ってまたバックしてまた次のんと言う形にもなっていこうと思いますんで、まずどうでしょう、合併の特例法の適用、今三種類ほど特例を適用しない、あと在任特例、あと定数特例、選挙区についてはまた別であると思いますんでその辺についてまた皆さんのご意見少し出していただきたいなと思います。いかがでしょうか。今は私的な意見でけっこうでございます。南木委員。</p>
<p>委員 (南木和子)</p>	<p>失礼します。あの議員さんのことについて私本当にもうわからないんですけども、この適用、合併特例法の適用するしないについてですけども、このちょっと表見さしていただいたら議員さんの任期ですね、打田町それから桃山町さんが16年の9月、今年の9月になってるんですけども後の粉河町さん、那賀町さん、貴志川町さんは19年になってますけども、やはり適用するしないについては19年の任期までの町の方と16年までの町の方とのそういう受け止め方が違うんじゃないかなと思うんですけども、そこの所はどうでしょうか。ちょっとお尋ねします。</p>
<p>委員長 (榎本喜之)</p>	<p>議員さんの中で何かご意見ありましたら。 僕、あの打田町この9月ですよ、選挙、でこれでいくと最短でも短命1年ほどの、次の選挙出て1年ほどの議員でもしこのパンツと設置選挙になったら50日以内ぐらいですんで1年か1年半、在任特例使っても3年、まあ任期のまるった4年ちゅうのは全くないんですけども、それはいたしかたないことですね。</p>
<p>委員 (柳本益代)</p>	<p>すいません、この問題は一番やはりあの難しいと思うんです。あの議員さんを増やすって言うんだったら一番やりやすい方法ですけど、少なくっ</p>



	<p>て言うことはやむを得やん立場になってまいりますしそしてまたあの議員さんあらゆるそういったまた人数のその法定定数の人数ですけどこの人数に関してやはり各5町の市民のこの議員とこの今の議員さん、役員さんだけで判断するんじゃないかってあらゆるその町民の声も聞く必要があるんじゃないかなと私は思うんですけど、いかがですか。</p>
<p>委員長 (榎本喜之)</p>	<p>一般の方々の町民の意見を聞いていくってということはどうでしょうかっていうご意見いただいた訳なんですけども。それについて他に何かご意見ありましたらまずお伺いいたしたいと思っております。聞く方法がまあ一番難しいかなとも私は思うんですけども、はい、竹村委員。</p>
<p>委員 (竹村猛)</p>	<p>今言われた一般の人に聞くという意見は充分必要かと思えます。その方法もどういう風にするか、アンケートでとるかという方法等もございますけれども、大体今の情勢から言ったら、町民は人数は多しないというのがもう普通の状況だと思えますけどもなかなかこの特例をするということとはちょっと町民感情に今のところ反すると私の感情的な面で見たらそう思うんですけども、だからもう設置選挙ということが一番町民が納得すると私は思えますけども。</p>
<p>委員長 (榎本喜之)</p>	<p>他にご意見ございませんか。</p>
<p>委員 (津田愛珂)</p>	<p>各町によって選挙の期間が、私とこは桃山町ですけども9月に選挙あります、私は選挙で選ばれたんとちちがううんですけども、その町によって色々意見があると思えます。またここに来られてる議員さん方にこの問題を今日は即合併特例法を適用する、しないを決めるんじゃないかって持ち帰ったらどうですか。議員さん方とこの今日はやられてる委員さんと検討した結果で次の小委員会で報告するというようなことを考えてもうたらいいと思えます。よろしく。</p>
<p>委員長 (榎本喜之)</p>	<p>はい、ありがとうございます。</p>
<p>委員 (黒田七郎)</p>	<p>議長。</p>
<p>委員長 (榎本喜之)</p>	<p>はい、黒田委員</p>
<p>委員 (黒田七郎)</p>	<p>桃山町と打田町が9月に選挙執行されるという予定になっておりまして那賀町、粉河町、貴志川町はもうすでにすんであるという一つの考え方でこれはもう同一視して、同一考えを持っていくとうことは若干どうかな</p>

とこう考えます。今あの津田さんもおっしゃられましたようにね、そういう一つのことです。ですから打田町と桃山町の現在出席されております委員の方々がどのようなお考えでいらっしゃるか参考までにちょっと聞かしていただいて先ほど、当初申しましたとおりやはり自分の町のことばっか考えるんじゃないにあくまでも互譲の精神だという5町が一体となった考え方にまとめていただかなければいけないんだという人のこと。ですから、ここでちょっと打田町と桃山町の委員の方々からどのようなお考えでいらっしゃるかどうか町民がどのような考え方でいらっしゃるかどうかその点ありましたら、参考に聞かしていただいたらちょっとどうかと思うんですよ。はい。

委員長  
(榎本喜之)  
委員  
(山岡年文)

山岡委員。よろしく

今、黒田委員から言われたんですけれども、桃山町といたしましたら9月の選挙って言うことでまあ任期いっぱい1年ないと思います。しかしながら私といたしましては、竹村委員も言うてたんですけど町民感情を得やすいというのは即日選挙、特例を使わなくていくのは町民の考えにおうてると、市になったら市民の感情になっていくということでありましてけれども、やっぱり桃山町としたら山間部が多いところでありまして、その地方の声を聞くということについてはやはり特例法を使って例え半年でも1年でも使っていただいたらありがたいなって私はこういう意見でありますので、他の人はわかりませんがそういう意見でございます。

委員長  
(榎本喜之)

はい、次打田町の私の意見なんですけれども僕自身の個人の意見としては僕はもう在任特例はいらないと思うんですよ。あの役場の中ちゅうか議会議員の中はまだ色々意見私もまだ伺っていないのが現状でございます。それでもなおかつあの3月の議会の時にちょっと一人の方が一般質問という形でその場で打田の議会でもどうかとは思ったんですけれども、選挙区の設置と定数特例についてのことを多少言われたことがあるんで、在任特例についてはやっぱり皆さんどうも新聞等の記事でも載っているようにやっぱり使わない方がいいんじゃないかと、使っても最初の会計年度も無理やろうということになってきて、予算だけ見たらもうええんちゃうんかとそんな執行状況見たらっていうような感覚の方が多くなって思ってます。また僕も、次回の委員会までにある程度打田の議員さんの意見は吸い上げてきて色々伺ってこの場でこういう意見ありますと打田町ではこういう感じですよっていうのは出ささせていただきますけど、今現時点では私の意見でしかないっていう形です。はい。

<p>委員 (竹村広明)</p>	<p>他委員さん方から何か質問、ご意見ありませんでしょうか。 はい、竹村委員。</p> <p>事務局にお聞きしたいんですけども、合併したら議員の身分は失うということで一応解散みたいな感じになってこの50日以内に選挙するということになるんですかね。ということはその50日間、議員なしで執行部は行くということに。はい、了解です。</p>
<p>委員長 (榎本喜之)</p>	<p>他何かご意見ございませんでしょうか。 まず先ほどの津田委員さんからも出していただきましたけど、持ち帰りっていうことであれなんですけども、ここで色々な人の意見をまず出していただいてまた自分の所っていうか、さっきあの柳本委員さんも言われてました、一般の人の声を聞くって私らの議員だけの声でなくやっぱり周りの人の声も聞いて参りますし、また学識経験者の皆さんにはそれぞれの立場で色々こういう人もありますよとか、こういう意見どうですかってやっぱり戦って行ってこの場で戦わして行っていただきたいのでとりあえず、今日の所は次回までにある程度もっと意見、まずはじゃあどうしましょう、在任特例とかのその適用する、しないぐらいのところをまず話し合ってくるか。そうですね、とりあえず次回までにある程度その辺のめどをっていうことで皆さんそれでご了解いただけるでしょうか。 はい、すいません、松浦委員。</p>
<p>委員 (松浦猛)</p>	<p>すでに和歌山県内でもこの11ページみていくと田辺広域合併協議会、これは特例を適用してないということですね、そしたらその次のページの中で13ページのところで選挙区の設置例これ田辺ではこういう形になるよと、それから特例は適用せんと、しかし選挙の方法としては選挙区でやるというのはこれは可能ですわな。</p>
<p>委員長 (榎本喜之)</p>	<p>はい。</p>
<p>委員 (松浦猛)</p>	<p>わかりました。</p>
<p>委員長 (榎本喜之)</p>	<p>あの、選挙区は特例ではないんですよ。今現在でも高野町とかもありますんで、これは全然合併に関する特例でなしに選挙区を置くことができるっていうのはあるんで、これもう全然特例とは関係なく利用できます。</p>
<p>事務局 (総務課長)</p>	<p>6ページにですね、あのその設置選挙する場合なんですけども一番左の所ですね。選挙区を設ける場合と設けない場合を書いてるわけございま</p>

<p>栗山房大)</p>	<p>して、設ける場合はその選挙区数とその定数をそれぞれ決める必要があると、そういう風に解釈していただきたいと思います。はい。</p>
<p>委員長 (榎本喜之)</p>	<p>委員さん方から何かご意見はないでしょうか。  それではさきほど提案させていただきました在任特例について次の時には重点的に話していきたいっていうか、ある程度方向性が出れば一番いいかなっていうことで皆さんにはそのことについて色々意見を戦わせていただくということで持ち帰りということで、話が区切るわけではないんですけども、全然あれですけど、その辺ぐらいもやっぱある程度めどをもたないと黒田委員が一番当初に言われてたスケジュール的なもんもある程度出てくるでしょうし、まずは今日の所はそこまでをやるということを決めさせていただいてこの協議については終わらしていただきたいんですけどもよろしいでしょうか。  はい、ありがとうございます。  それでは、協議についてはこれで終わらしていただきまして、会議次第8番目のその他でございますけれども、委員の皆さんからなにかございませんでしょうか。  ありませんか、杉原委員。</p>
<p>委員 (杉原勲)</p>	<p>事務局にお伺いいたしたいと思えますけれども、先ほどから色々議員さんまた経験者の方々のご意見お聞かせいただいたんですけども、私といたしましては、今日のこの資料いただいてそれから持っていんで皆さんの意見を聞きたいと思うつもりでいてましたんで、何も言わなかったんですけども、今後粉河地区の学識経験者さんが言っていましたように、各地区でそういう、議会もそうですけどもこういう検討委員会じゃなしに意見を集約って言うかまとめる時に事務局から派遣をお願いすれば来ていただけるかどうか、説明に。そのとこちょっとお聞かせ願いたいと思います。議会並びに学識経験者さんのそういう場所に今後色々な面に関してちょっとそういうこと。</p>
<p>事務局 (総務課長 栗山房大)</p>	<p>その各それぞれ町の地区単位でありますとか色々な団体の単位でありますとかそういうところで勉強会的にそういう説明会的なものを開催する場合に事務局の方から職員が出向いて行って説明することができるかどうかということですが、結論から申し上げますが可能なんですけども、かなり数がですね、どれぐらいの数のそういう説明会が開催されるかっていうの今の形、今の時にはちょっとわからないということですが、物理的な問題がございますので結論的には可能なんですけども、もしそういうことが色々な所で頻繁に行われるということになって参</p>

	<p>りましたらちょっと事務局も今の陣容では対応できない場合もあるかと思しますのでその場合には、その各町のですね合併担当の特にこの担当してる課っていうのが実際今、今日来ていただいていますけども、総務課なんですけどもねその各町とも相談しながらですね、対応して参りたいと思います。はい。</p>
<p>委員長 (榎本喜之)</p>	<p>他に何かないでしょうか。 なければ事務局からはございませんでしょうか。</p>
<p>事務局 (総務課長 栗山房大)</p>	<p>それではですね、今5ページちょっと開いていただきたいんですけど、これ一番最初の所なんですけどね、先ほど黒田委員のご指摘に私の方からスケジュール案を示したいという風に申し上げたんですけども、そのことについてなんですけども実はこれ3つ、大きい項目が3つございまして、そういう制度の適用の是非、それから議員の定数ですねこれはあのどいう形をとろうと新市7万2千人の市の議員の定数とというものです、これ今の合併関係町で決めて行かなくてはならないと、そして議決、議会それぞれの議会の議決を経てですね、告示行為をしてきちっとした形で新市に引き継いでいくとそういう形をとりますのでこれについてもこの小委員会で決めていただく大きな項目でございます。それとそれに関係した形の中で選挙区を設けるかどうかということになって参ります。という事で大きな項目が3つございましてですね、今、皆様方の先ほどからのご意見聞いておりますとまず1番目の部分についてですね、次回のこの小委員会までに何らかのそれぞれの町の意見を持ち寄ろうということになってございますが、それをまず一つのスケジュールの中へ事務局として組み入れましてですね、その次にその2番目の議員の定数、それから3番目と、そういう風な形で移らせていただいて先ほど申し上げました9月議会頃には大体のめどがつくとそんなスケジュールで参りたいと思っておりますので、そんな形でよろしいございますでしょうか。</p> <p>それとですね、資料なんですけれども今日事務局の方から一方的にですね資料をお示ししてる訳なんですけども、今もしその委員さんの中で、お気づきのこういう資料がもっとあれば、もっと議論の中で色々詰めたりするのに、話し合いするのになというそういうご提案がございましたらですね、事務局としても一生懸命資料集めたいと思いますので、もし今日でなくてもけっこうでございます。また事務局の方へお電話なりいただいてもけっこうでございますので、どんどん資料のリクエストいただきたいと思っております。以上です。</p>
<p>委員長</p>	<p>それでは会議次第最後の9番目の次期開催日等についてですけれども、</p>

<p>(榎本喜之)</p>	<p>委員の皆さんからまずご意見があれば伺いたいんですけども。</p>
<p>事務局(総務課長 栗山房大)</p>	<p>(「事務局案あれば」という声あり。)</p> <p>はい、事務局って言っていただきましたので。実はあの事務局といたしましては事務局内です。3つ小委員会あるんですけどもこうして課長級以上全部出て行くということで、どうしても日程がかち合った場合は分かれてしまうんですけども、できれば出て行きたいという考え方の中でスケジュール調整、実はしてまして、5月の分につきましては大体小委員会毎月やっていきたいなという考え方を基本にですね、18日に開催したいなと思っているんですけども、ただ先ほどのですねそれぞれのこの1番目のですね在任特例であるとか定数特例であるとか選挙そのままやってしまうとか基本的な方向付けっていうものをですね、私は5月の18日ってということでご提案申し上げたかったんですけども、いかがでしょうかね、その5月の18日までにそういった基本的なものをとりまとめるっていうのは可能かどうかっていうことをまず考えていただきたいと思うんですけども。</p>
<p>委員長 (榎本喜之) 委員 (松浦猛)</p>	<p>はい、松浦委員。</p> <p>大体ここへきて、色々今言うのはこの特例認めるか認めへんかとそれだけの話やしよ。そやから特例を認める、認めんそっからやっぱり色々出てくると思うんで、これ特に簡単というとお叱り受けるかわかんけども県下のそのなにをやってやっぱり参考、先進がやったとこの参考例を考えながら見ていったらこれだけははよやってもええんじゃないかと特例を認めるのか認めんのかということなんです、早いほうがええんじゃないかと。</p>
<p>委員長 (榎本喜之) 委員 (松浦猛) 委員長 (榎本喜之) 委員 (柳本益代)</p>	<p>まあ少しでも早くっていう風な意見出ましたけれども。</p> <p>そこ決めとかんとその後の</p> <p>はい、柳本委員。</p> <p>ある程度の見通しがつくまで、事務局さん、皆さんお忙しいと思うんですけど、意見の交換、交流させていただくのもまたいいんじゃないかなと思うんですけど。いかがですか。</p>

<p>委員長 (榎本喜之)</p>	<p>ということは月1回以上でもなるべく多く開けばっていう風な意見と 言うことでしょうか。</p>
<p>委員 (柳本益代)</p>	<p>ええ、お忙しい中ですけどね、ある程度の見通しがつくまでは皆さんに 協力していただいて、良い方へ持っていけるような話し合いを5町の委員 さんで話し合うっていうのもまた良いんじゃないかなと思うんですけど、 いかがですか。</p>
<p>委員長 (榎本喜之) 事務局 (総務課長 栗山房大)</p>	<p>はい、ありがとうございます。他に何かご意見ありましたら。</p> <p>はい、もう少し早くというご意見も多い所なんですけどね、実はですね 事務局の方ではたくさん職員をいただいているんですけれどもですね、 色々調整項目たくさんございまして、その中で皆さん職員一同がんばって るんですけれども会議がですね協議会も月1回必ずあるわけなんです、そ してその協議会に向けた会議といたしまして幹事会それから専門部会 ありますとか分科会とか色んな会議が目白押しに実はある訳なんです。そ んな中で日程調整やりながら小委員会の方も組んでいかなければならな いとそういう物理的なこともございますので、少しでも早く頻繁に開いて ですね話を進めていくっていうご意見はごもっともかと思うんですけど も、できましたら次回の会議につきましてはですね5月18日ぐらいで開 催させていただきたいなと事務局としてはそうお願いしたいと思います。</p>
<p>委員長 (榎本喜之) 委員 (仮屋肇昇)</p>	<p>はい、仮屋委員</p> <p>実は僕もこの小委員会へ出さしてもらってるんですけども、農業委員の 会長もさしてもうてるわけです、という中で先日も本来の農業委員の会 長、あるいはまた職員の各課長なり、職員もよりましてちょうどこの問題 と同じような格好で、こないだ事務所で検討会をいたしました。その中で も色んなこの30人以内の定数の問題やとか出てるんですけどもそのま ま解散をしたというような格好でいきますと非常に先の見通しが暗いよ うな格好です。そういうことですので今皆さん方から言われてるように できるだけ数多くやって、この問題もスムーズに進めていけたらいいとこ う思うんですけども、事務局としても18日までとうことですけど、でき たら何回でも先やっていただいて短時間ででも意見だけ交換してまた日 ちを重ねていきたいとこういう風に思います。</p>
<p>委員長 (榎本喜之)</p>	<p>はい、ありがとうございます。とりあえず事務局の要望としては5月の 18日っていうことで。それと小委員会設置されて今日までわずか10日</p>

	<p>ぐらいやったんですけれども、小委員会の内容的には皆さんご存じ、まあ議員の皆さんは皆さん大体わかってると思うんですけど、一般の方々、学識経験者の方々もこの10日でこの資料をもらってからある程度勉強されてから、またそれまでに意見持ってられた方色々やと思いますけれど、当初もう後、すみません僕個人の意見なんですけど、打田の議員さんの意見ちょっと吸い上げたいのでそんなにすぐっていわれても吸い上げられない部分もありますんで、次はとりあえず5月の18日事務局案ではいかがでしょうか。またそれ以降につきましてはどんどんやっていくなりなんなりちゅうことなんですけども、どうでしょうか。それはどうでしょうか。</p> <p>黒田委員何かありましたら。</p> <p>はい、どうぞ。黒田委員。</p>
<p>委員 (黒田七郎)</p>	<p>これは私の私的な考え方もあるわけなんですけれども、やはりあの議会から推薦いただいておりますので、一つ一つについて持ち帰ってその納得していただくん事にはここで発言できやんのでは、とそう言う一つの考え方ではないわけなんです。やはり委員会で決まったことについての内定したいことについてはそれを尊重してこのように決まりましたよと、このような格好で私も報告を地元でさしていただきたいと思うわけなんですけれども、いちいち聞きに帰らなけりゃいけないってそれじゃ何のための委員会なと言うことになりますから、しかし粉河町の杉原さん言われたとおり、わからないということはやっぱり事務局から来ていただいて教えていただくとか、指導していただくとか言うこともあると思いますけれども、大体のこの会議来る以上は大体の考え方と一つ平行さしてもらって、内定していきたいとこのように考えてございますので、いちいち持ち帰って相談するとかそう言う一つのことはさしていただきたくないでございますので、どうぞご了解いただきたいとこのように考えてございます。5月18日で結構です。はい、それまで事務局の立場もあるやろと思いますし、また打田町もね、それからまた桃山町のやっぱりコンセンサスもあるやろと思いますからそれで結構かとおもいます。ありがとうございました。</p>
<p>委員長 (榎本喜之)</p>	<p>それでは次期の開催日については5月の18日事務局案で決定さしていただいてよろしいでしょうか。はい、時間の方なんですけども、これは同日に他に委員会等あるんでしょうか。それでしたら委員の皆さんから時間はどうでしょうか。</p>
<p>事務局 (総務課長)</p>	<p>建設計画の実はまだその小委員会開いてませんのでどう決まるかわかりませんが、建設計画の小委員会もその同日にあるんですけどね、そ</p>



栗山房大)	<p>これは会場的には打田町の方でやらしていただこうかなと思ってますので、時間的には午前中でも午後でも結構なんですけども。基本的に、どうなんでしょうねえ、午後1時半ぐらいが会議するのに大体でいけるかなとご飯も食べたいですしね。午後1時半ぐらいということをご提案させていただきます。</p>
<p>委員長 (榎本喜之)</p>	<p>それでは会場の方なんですけども、この場所でもよろしいでしょうか。はい、それでは次回開催日については5月18日午後1時半この場所ですって言うことでよろしく願いいたします。</p>
<p>委員 (松浦猛)</p>	<p>委員長終わったけど、一つお願いあるんやけど。どうも私、学識経験って言われる言葉に抵抗あるんよ。そやからねえ5号議員とかねえ、委員さんでいいんちがうん。それで言うんやったら5号委員になってあるんやからねえ、正式によ、そやから5号委員の松浦さんって言うてくれる方がすんなりすんのやけど、学識経験っていうとやなあちょっと抵抗ありますんで、事務局の方もそうやっていただきたいんですけれども。</p>
<p>委員長 (榎本喜之)</p>	<p>立場それぞれあれなんですけども、委員は委員で皆さん同じなんで、もうなるだけ私もそのようにするように努力いたします。</p> <p>それではこれで本日の日程はすべて終了いたしました。なお、小委員会規程第6条の規定に基づきまして本日の小委員会の審議の経過および結果については4月22日開催の第2回合併協議会の方で報告させていただきます。皆様方には慎重審議ありがとうございました。本日はご苦労様でございました。</p>
一同	<p>どうもありがとうございました。</p>